

岩手の交通安全

正しい交通ルールを守る運動推進マーク

2017 **7**月号



4/6 春の全国交通安全運動開始式（盛岡駅前滝の広場）

夏の交通事故防止県民運動

8月1日(火)～8月10日(木)

運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶



スローガン

抱っこより 深い愛情 チャイルドシート

夏の交通事故防止県民運動

期間 平成28年8月1日(火)から8月10日(木)まで

運動の重点

① 暑さなどによる過労運転の防止 ② 夏休み中の子どもの交通事故防止

③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④ 飲酒運転の根絶

岩手県交通安全対策協議会

平成29年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

去る5月31日、岩手県庁において平成29年度当協議会総会を開催し、「平成28年度事業報告及び収入支出決算」が承認されたほか、「平成29年度事業計画及び収入支出予算」が決定されました。

なお、事業実施方針及び事業実施計画は次のとおりです。

会員の皆様におかれましては、今後とも広報啓発活動の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

1 事業実施方針

○基本方針

人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、全ての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、県を始めとする関係機関・団体及び地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進する。

○運動の基本

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 被災地域の交通事故防止

○正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱に基づく重点項目

- 1 ライトの早め点灯・反射材用品等の着用
- 2 スピードダウンの徹底
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 自転車の安全利用の推進

○季節運動等

- 1 春の全国交通安全運動(4月6日～4月15日)
交通事故死ゼロを目指す日(4月10日)
- 2 自転車の安全利用推進期間(5月8日～5月17日)
- 3 夏の交通事故防止県民運動(8月1日～8月10日)
- 4 秋の全国交通安全運動(9月21日～9月30日)
交通事故死ゼロを目指す日(9月30日)
- 5 高齢者の交通事故防止県民運動
(10月17日～10月31日)
- 6 冬の交通事故防止県民運動(12月1日～12月10日)

○交通安全活動の日

- 1 岩手県交通安全の日(毎月1日)
- 2 岩手県自転車安全指導の日(毎月8日)
- 3 岩手県シルバー交通安全指導の日(毎月17日)

○年間スローガン

『希望郷 いわたの願い 無事故の絆』



2 事業実施計画

○啓発活動

1 季節運動等

- (1)各会員による啓発
- (2)啓発用ポスター・リーフレット・黄色い羽根等の配付
- (3)コンビニ、道の駅等へのポスター掲示による広報

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1)会長談話の発表
- (2)会員による広報(バス・タクシーへの掲出他)

3 各種広報事業

- (1)各会員による広報
- (2)ラジオ(スポットCM)による広報
- (3)ホームページによる広報
- (4)交通事故発生状況及び交通安全対策情報による広報
- (5)機関紙「岩手の交通安全」の編集発行

4 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1)高齢者の交通事故防止・交通マナーアップ事業の実施
- (2)高齢者行事でのミニ講習及び反射材用品着用促進運動
- (3)運転免許証自主返納支援策紹介ホームページの作成
- (4)三世代交流交通安全事業の実施
- (5)高齢者交通安全事業(安全教室)の実施
- (6)高齢者世帯訪問交通安全事業の実施

5 児童生徒の交通安全教育の推進事業

- (1)交通安全ポスターコンクール作品展の実施
- (2)高校生交通安全テレビCMコンテストの実施

6 被災地域の交通事故防止対策事業

- (1)復興関連事業所への情報提供の実施
- (2)被災地コミュニティFMとの連携による広報

7 交通安全功労者等の表彰事業

- (1)交通安全功労者等の表彰
- (2)交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰
- (3)交通安全年間スローガンの募集・表彰【5年ぶり】

8 各種共催、後援事業の実施

- (1)関係機関・団体と連携した共催・後援の実施
- (2)交通安全パネル展の共催と優秀作品の表彰

○県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催

11月2日 盛岡グランドホテルでの開催を予定

○委託事業

1 季節交通安全運動推進事業

- (1)黄色い羽根購入・配付【再掲】
- (2)交通安全啓発ポスター・リーフレットの作成配付【再掲】

2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1)三世代交流交通安全事業の実施【再掲】
- (2)高齢者交通安全事業(安全教室)の実施【再掲】
- (3)高齢者世帯訪問交通安全事業の実施【再掲】

春の全国交通安全運動で開始式・街頭啓発活動を実施

4月6日から15日までの「春の全国交通安全運動」の実施に合わせて、期間初日の4月6日、盛岡駅前滝の広場において、50人を超える参加者により、開始式と街頭啓発活動を行いました。

開始式では会長である達増知事と友井県警本部長が開始宣言を行った後、当協議会の会員などにより、黄色い羽根やリーフレットの配付活動を実施し、交通安全を呼び掛けました。



今年もやります！シルバー交通安全・マナーアップチャレンジ事業

県内で発生する交通事故の多くに高齢者が関係しています。ドライバーや自転車利用者、歩行者の皆さんが一丸となって、交通事故防止や交通マナーアップを目指し、交通事故を防止する県民参加型の交通安全チャレンジ事業を実施します。

職場、地域で周知に御協力いただくとともに、お誘い合わせて御参加ください！

募集期間

平成29年9月1日(金)～10月31日(火)

参加資格

- ①65歳以上の高齢者を1人以上含む3人で構成するチーム
- ②チーム全員が県内に居住又は勤務している方
- ③チームで実践する取組目標を宣誓

チャレンジ 取組期間

平成29年9月21日(木)～12月10日(日)

申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、下記の問い合わせ先へ郵送、FAX又は持参によりお申込みください。メールの場合は、参加申込書の太枠内の内容を記載の上、送信してください。

問い合わせ先 (申込み先)

事務局：岩手県交通安全対策協議会（県庁県民くらしの安全課）
住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話 019-629-5330 FAX 019-629-5279
メールアドレス AC0009@pref.iwate.jp

賞品 交通事故防止に効果のある反射材用品などをプレゼント！！

- ①チャレンジ賞：そばっちLEDライト付オリジナル反射キーホルダー（3個）
（申込みをされた先着500チームにプレゼント）
- ②セーフティ賞：交通安全用品セット
（チャレンジ賞送付時に同封するアンケートに回答した中から10チームを抽選）

反射材を付けよう



改正道路交通法について (H29.3.12施行)

準中型自動車・準中型自動車免許が新設

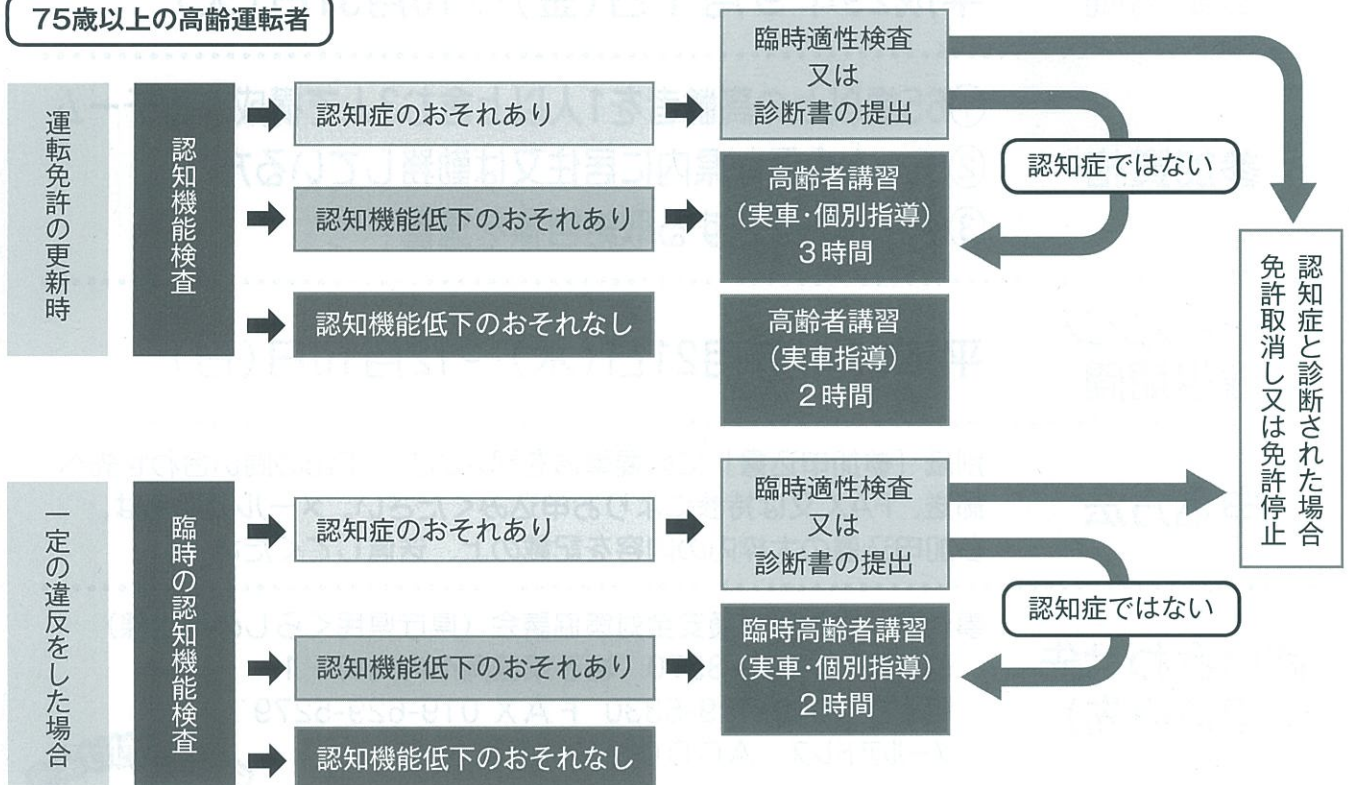
改正前	自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車
	最大積載量	3トン未満	新設	3トン以上 6.5トン未満
	車両総重量	5トン未満		5トン以上 11トン未満

改正後	最大積載量	2トン未満	2トン以上 4.5トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満
	乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上 29人以下
	車両総重量	3.5トン未満	3.5トン以上 7.5トン未満	7.5トン以上 11トン未満
	免許の種類	普通自動車免許	準中型自動車免許	中型自動車免許
	受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上 (普通免許保有等通算2年以上)

※ 改正法施行前に取得した普通免許は、運転免許証の種類欄に「準中型」、条件欄に「準中型車は準中型車(5トン)に限る」と表記されます。

高齢運転者への臨時認知機能検査と講習の実施

75歳以上の高齢運転者



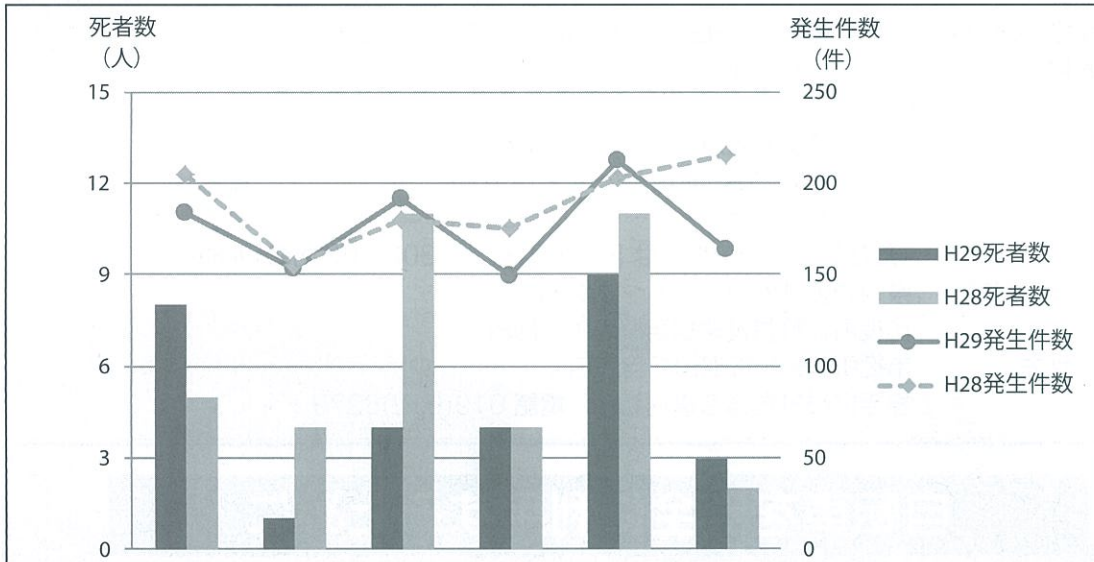
違反行為18項目

信号無視	通行禁止違反	通行区分違反	横断等禁止違反	進路変更禁止違反	遮断踏切立入り等	交差点右左折等方法違反	指定通行区分違反	環状交差点左折等方法違反
優先道路通行者妨害等	交差点優先車妨害	環状交差点通行車妨害等	横断歩道等における横断歩行者妨害	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	徐行場所違反	指定場所一時不停止等	合図不履行	安全運転義務違反

交通事故の概況 (平成29年上半期)

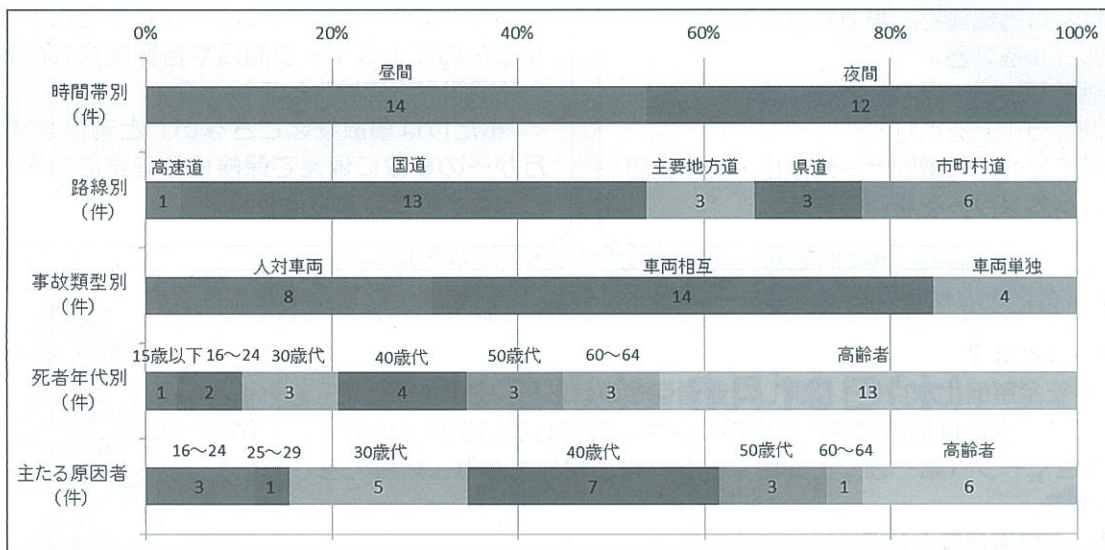
1 平成29年上半期（6月末時点）の交通事故発生状況（概数）

(1) 月別の発生状況



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	前年比
発生件数	184	153	191	149	212	164	1,053	-80 -7.1%
死者数	8	1	4	4	9	3	29	-8 -21.6%
負傷者数	233	202	235	197	259	201	1,327	-112 -7.8%

(2) 交通死亡事故の状況



2 平成29年上半期の交通死亡事故の特徴

(1) 死亡事故は減少。

上半期の交通事故は、前年と比較して発生件数、死者数、傷者数ともに減少した。

(2) 死亡事故の事故類型は車両相互が多い。

車両相互の事故では、正面衝突と出会い頭の衝突が各5件ずつ発生している。

また、人対車両の事故では、横断中の歩行者と車両が衝突する死亡事故が6件発生している。

(3) 死者は高齢者が最も多い。

前年と比較して減少しているが、全死者数の約半数を占める13人が高齢者。

お知らせ

***** 市町村交通災害共済 *****

交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。

- 加入対象者 県内の市町村に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- 共済期間 平成29年8月1日～平成30年7月31日
- 掛金 1人400円
- 見舞金の支給内容 死亡及び重度後遺障害等……1,100,000円
入院1日につき……2,000円
通院1日につき……1,000円
(ただし、けがの場合は20,000円から300,000円の範囲内)
- 申込先・申込期間 県内の金融機関…6/1～9/29まで
市役所、町村役場担当窓口……随時
- 問い合わせ先 市役所、町村役場の担当窓口
岩手県市町村総合事務組合 電話019(622)6279

自転車を安全に利用するために

道路交通法では、自転車は「車両」の一種「軽車両」となっており“乗れば車の仲間入り”です。交通ルールの遵守はもちろんのこと、自転車の利用マナーを守り安全に乗りましょう。

■自転車に乗るときは 「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

■対人傷害等保険に加入しましょう！

万が一自転車で事故を起こした時は、被害者の方の受けた損害を賠償しなければなりません。

損害賠償を確実にを行うことができるようにするためにTSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。

「私だけは事故を起こさない」と過信せず、万が一の事故に備えて保険には確実に加入しておくようにしましょう。

■TSマークについて

○TSマークとは？

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼るシールのことで、このTSマークには傷害保険と賠償責任保険が付帯しています(付帯保険)。青色マーク(第一種)と赤色マーク(第二種)があり、賠償内容が違います。

○TSマーク付帯保険とは？

TSマークに付帯された自転車の保険です。保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車に搭乗中の人を対象となります。

保険の有効期間は、TSマーク記載の点検日から1年間です



編集・発行 岩手県交通安全対策協議会
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課内
TEL: 019(629)5330 FAX: 019(629)5279